

9月1日から9月10日は
「屋外広告物適正化旬間」
です

屋外広告物法および愛知県屋外
広告物条例では、看板やはり紙等
の屋外広告物について、設置や管
理・点検のルールを設けています。
事前に飛島村役場に相談し、必要
に応じて設置の許可を受けてくだ
さい。

看板のオーナーはこの機会に日
常点検を行い、必要に応じて専門
業者に点検・補修を依頼し、看板
の安全を確保してください。

※愛知県のウェブページに安全点
検のリーフレットを掲載してい
ますので、点検の参考としてく
ださい。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html#2>

●問合せ先
開発部建設課

税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税／第3期

後期高齢者医療保険料／第3期

介護保険料／第3期

農業集落排水処理施設使用料／
第3期

保育料／9月分

納期限／9月30日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用
ください。

家屋を取り壊したら滅失登
記が必要です

家屋を取り壊された場合、法務
局において滅失登記の手続きを
行ってください。

登記のされていない家屋につい
ては「建物滅失届」を早急に提出し
てください。

手続きや提出がない場合、取り
壊されたことが分からないため、家
屋が残っているものとして固定資産
税が課税される場合があります。

●必要書類

・建物滅失届(税務課窓口または

村公式ホームページの「暮らし
↓税金↓固定資産税」よりダウ
ンロードできます。)

・建物取り壊しの契約書の写し
・解体業者の取り壊し証明書
・建物が存在したことが分かる写
真および建物が滅失したことが
分かる写真

●問合せ先 総務部税務課

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、
その部分について固定資産税が課
税されます。この課税のために行
う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図な
どの書類を確認させていただいた
うえで、実際に建物の外部・内部
の使用資材等を評価します。

課税の基礎となる「評価額」を算
定する重要な調査となりますので
ご協力をお願いします。

順次、連絡・日程調整をして評
価に伺っています。完成後すぐに
評価を希望される方は、事前に連
絡をしていただくようお願いしま
す。

●問合せ先 総務部税務課

警察からのお知らせ

けいさつ
だより



飛島村内犯罪状況 (令和4年6・7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
6・7月	0	0	0	0	0
1～7月	0	1	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
6・7月	0	0	0	0	1
1～7月	0	0	0	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
6・7月	5	0	0	0	
1～7月	5	0	0	0	